質問及び回答

（盛岡駅さんさこみち構内等装飾業務公募型提案審査）

No.	質問事項	質問内容	回答内容
1	応募資格について	応募資格について、建設業許可を有する他市の支社名義で参加申し込みを行ってよいか。 またその場合、提出書類の「エ 市税の滞納がないことの証明書1部」については申込の名義とは異なるが、「盛岡市における市税の滞納がないことの証明書」を提出する認識でよろしいか。	盛岡市の競争入札参加資格者名簿に登録されている本社又は支社名義以外は認めない。 なお、応募要件として建設業許可を求めているものではないことから、建設業許可を有しない名簿登録者が参加申し込みを行うことは可能。その場合、建設業法上の建設工事に該当しない内容で提案いただくこととなる。
2	データ提供について	さんさこみちの利用者数・利用者層（年齢・国籍等）についてデータを提供いただくことは可能か。	当該データの集計は行われておらず、不可。
3	施設利用条件について	（施設利用条件1頁3項1）壁面装飾の条件を遵守できる範囲であれば、壁面に立体物を設置することは可能か。 仕様内容より、既存壁面へのシート貼付けによる装飾と理解できるが、その他に通行者への配慮を行った範囲で、構造物等の設置は可能か。	（施設利用条件1頁3項1）壁面装飾の条件を遵守できる範囲で提案は可能。ただし、最終的な設置の可否は具体的な装飾内容、施工方法及び設置位置等について盛岡市及び関係機関と協議の上で決定される。
4	施設利用条件について	（施設利用条件1頁3項1）「既存のポスター掲示スペース」はポスターフレームのみか、それともポスターフレーム上部のバナー設置スペースも含まれるか。また、ポスターの掲示方法を含めて新規提案を行うことは不可か。	ポスターフレーム上部のバナー設置スペースは含まれない（使用可）。 なお、ポスターの掲示方法を含めた新規提案は不可。
5	設置期間について	仕様書 P1 目的に「冬季以降、盛岡を訪れる観光客の周遊促進及び地域の認知度向上を図ることを目的とする。」とあるが装飾の設置期間の終了はいつ頃を想定しているか。	現時点では未定。